

平成 30 年度税制改正大綱 Part V 相続税・贈与税②他

1. 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し【贈与税・相続税】

(1) 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税額等の課税の見直し

個人から一般社団法人又は一般財産法人（公益法人等を除く。以下「一般社団法人等」）に対して財産の贈与又は遺贈があった場合には、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件（下記①～④。相続税法施行令第 33 条第 3 項）のうちいずれか一つでも満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。

- ① 運営組織が適正であるとともに、定款等で親族等の数が役員等に占める割合が 3 分の 1 以下とする定めがあること
- ② その法人に財産の贈与等をした者等に対し、施設利用等の財産運用及び事業運営に関する特別の利益を与えないこと
- ③ 定款等において、その法人が解散した場合に残余財産が国、地方公共団体等に帰属する旨の定めがあること
- ④ 法令違反その他取引を仮想隠蔽して帳簿書類に記載している事実その他公益に反する事実がないこと

(注)平成 30 年 4 月 1 日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

(2) 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

① 特定一般社団法人等の理事である者（相続開始前 5 年以内のいずれかの時に理事であった者を含む）が死亡した場合、当該特定一般社団法人がその純資産額をその死亡の時にける同族役員（被相続人を含む）の数で除した金額相当額を遺贈で取得したものとみなして相続税を課税。その相続税額からは既にその法人に課税された贈与税等の額を控除。

② その他所要の措置を講ずる。

(用語の意義)

イ. 特定一般社団法人等とは次のいずれかを満たす一般社団法人等をいう。

- i. 相続開始直前における同族役員数が、総役員数の過半数であること
- ii. 相続開始前 5 年以内において、同族役員数が総役員数の過半数であった期間が 3 年以上であること

ロ. 同族役員とは、一般社団法人等の理事のうち被相続人、その配偶者又は 3 親等以内の親族その他被相続人と特殊の関係がある者（被相続人が役員となっている会社の従業員等）をいう。

(注)平成 30 年 4 月 1 日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税に適用。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成 33 年 4 月 1 日以後の理事の死亡に係る相続税について適用し、平成 30 年 3 月 31 日以前の期間は、上記イ ii の過半数を超える期間に該当しないものとする。

2. 特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設【相続税】

(1) 概要

一定の美術館と特定美術品の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画の文化庁長官の認定を受けてその美術館に寄託した者が死亡し、その特定美術品を相続等により取得した寄託相続人が、その契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保提供を条件に特定美術品の課税価格の 80% に対応する相続税の納税を猶予。

(用語の意義)

- ① 「一定の美術館」とは、博物館法に規定する博物館等のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
- ② 「特定美術品」とは、重要文化財に指定された美術工芸品又は登録有形文化財（建造物を除く）であって世界文化の見地から歴史上、芸術上若しくは学術上特に優れた価値を有するものをいう。

(2) 納税額の計算

下記①から②を控除した金額を寄託相続人の納付する相続税額とする。

- ① 相続税の納税猶予の適用がないものとして通常の相続税計算を行った寄託相続人の相続税額
- ② 寄託相続人以外の者の取得財産は不変と仮定したうえで、寄託相続人がその特定美術品のみを取得したものと仮定して計算した寄託相続人の相続税額から、寄託相続人が課税価格を 20% に減額したその特定美術品のみを取得したものと計算した寄託相続人の相続税額

(3) 猶予税額の免除

寄託相続人が死亡した場合、寄託先美術館にその特定美術品を寄贈した場合又は自然災害で特定美術品が滅失した場合は、下記(4)にかかわらず猶予税額を免除する。

(4) 猶予税額の納付

特定美術品を譲渡等した場合、特定美術品が滅失した場合紛失した場合、重要文化財指定を解除された場合等には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

(5) その他

寄託相続人は、3 年ごとに必要書類を添付して継続届出書を納税地の税務署長に添付しなければならない。その他所要の措置を講ずる。

3. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し【相続税・贈与税】

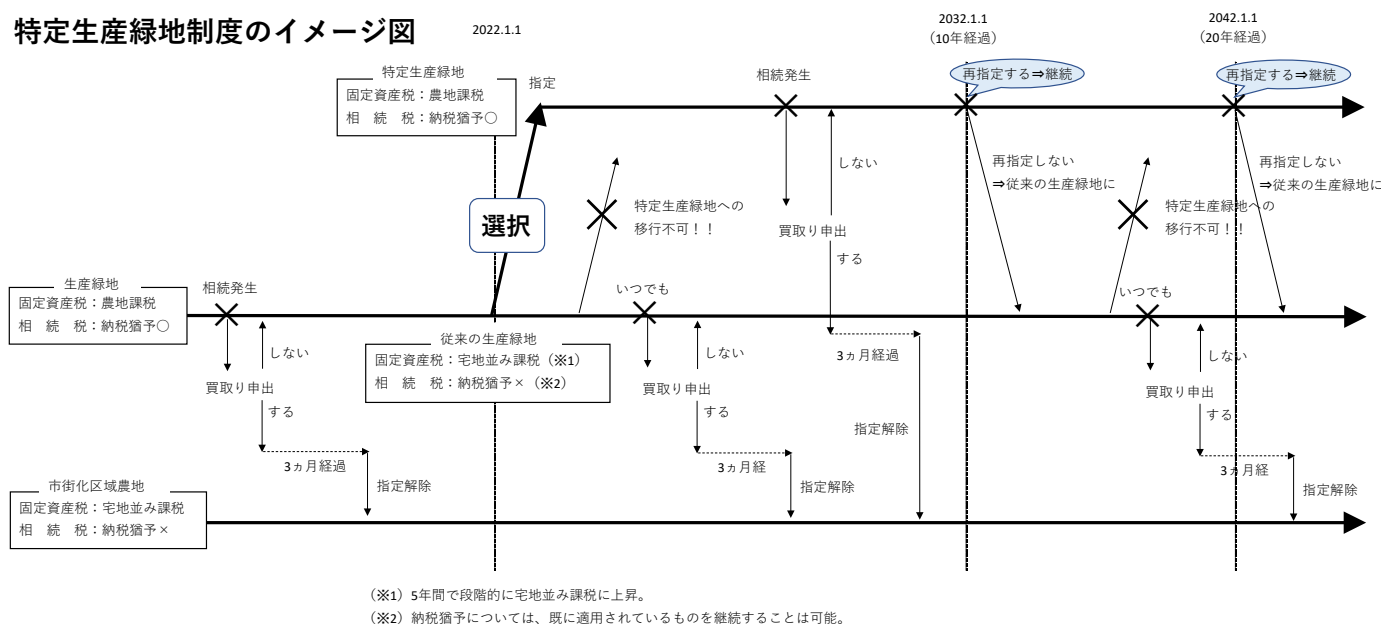
(1) 相続税

- ①次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用する。
 - イ. 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）に規定する認定事業計画に基づく貸付け
 - ロ. 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け
 - ハ. 特定農地貸付法の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定貸付けの用に供されるための貸付け
 - ニ. 特定農地貸付法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け（一定のものに限る）の用に供されるための貸付け
- ②三大都市圏の特定市以外の地域内の生産緑地について、営農継続要件を終身（現行 20 年）とする。
- ③特例農地等の範囲に、特定生産緑地である農地等及び三大都市圏の特定市の田園住居地域内の農地を加える。
- ④特定生産緑地の指定又は指定の期限の延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その納税を猶予する。
- ⑤その他所要の処置を講ずる。

(2) 贈与税

上記（1）③及び④の措置を講ずる。
 （注）上記（1）①及び②の改正は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行日以後に相続又は遺贈により取得する農地等に係る相続税について適用する。なお、同日前に相続又は遺贈により取得した農地等について相続税の納税猶予の適用を受けている者については、選択により、上記（1）②も適用する。

特定生産緑地制度のイメージ図



4. 競争力強化のための税制措置【国税】

大規模かつ迅速な事業再編による戦略分野への選択と集中、プラットフォームの提供等を後押しするため、自社株式を対価とした公開買付など、任意の株式の交換について交換に応じた株主に対する譲渡損益課税の繰延措置を講ずる。また、多段階型再編等多様な手法による事業再編の円滑な実施を可能とするため、組織再編税制の適格要件を見直す。

(1) 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

法人が、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を、同法の改正法施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に受けた事業者の行ったその同計画に基づく特別事業再編（仮称）により、その有する株式又は出資を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付と受けた場合には、その株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする。

（所得税についても同様）

(2) 組織再編税制の見直し

- ①適格要件につき次の見直しを行う。
 - イ. 完全支配関係法人間で当初の組織再編成後に適格株式分配を行うことが見込まれている場合の当初の組織再編成適格要件のうち完全支配関係の継続要件について、その適格株式分配の直前の時までの関係により判定。
 - ロ. 組織再編成後に完全支配関係法人間で従業員又は事業を移転することが見込まれている場合にも、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととする。
- ②無対価組織再編成について、適格組織再編成となる類型の見直しを行うとともに、非適格組織再編成となる場合における処理の方法を明確化。
- ③その他所要の処置を講ずる。